平成２１年（フ）第６９６号
兵庫県姫路市書写台２丁目13番地事業団宿舎２―203
債務者　國近　　悟
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６９７号
兵庫県姫路市書写台２丁目13番地事業団宿舎２―203
債務者　國近コノエ
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８６０号
兵庫県姫路市神和町83番地
債務者　喜多　孝治
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８６４号
兵庫県姫路市神和町83番地
債務者　喜多　脩次
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３号
鳥取県鳥取市立川町６丁目210番地　県住30号
債務者　河口さなえ
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８号
鳥取県米子市車尾５丁目４番48号
債務者　河内加代子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１９４９号
広島県安芸郡海田町南堀川町３番26―301号、申立時の住所広島市南区東雲１丁目15番１―404号
債務者　岸本　美保
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０７３号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目21番12―１号
債務者　鎌田　淳也
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９号
広島市佐伯区五日市中央５―８―６―303、住民票上の住所広島市佐伯区五日市中央４丁目13番12―306号
債務者　宮本　哲也
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０号
広島県東広島市黒瀬町津江4310番地１
債務者　武井　　修
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４号
広島市安芸区阿戸町5867番地11
債務者　下高牧吉伸
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９号
広島市安佐北区亀山西１丁目19番７号
債務者　田中　良人
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台56番地３
債務者　野田　智之
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４号
広島市南区皆実町６丁目15番25―604号
債務者　川端　美紅
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４０号
広島市安佐南区相田７丁目55番８号
債務者　森田登志惠
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４号
広島市安佐南区祇園２丁目31番２―601号
債務者　時本千惠美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０３６号
高知市御畳瀬480番地４
債務者　澤田　建昭
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所破産係